

令和 3 年 度

第 1 回上越市農業委員会総会 議事録

上 越 市 農 業 委 員 会

令和3年度第1回上越市農業委員会総会 議事録

日 時：令和3年6月30日（水）午後2時50分～午後4時40分

場 所：ユートピアくびき「希望館」第3会議室

1 出席委員

<農業委員>

1 番 小山 一成	9 番 大滝 正秋	18 番 長瀬 一成
2 番 五十嵐 隆一	10 番 滝沢 記一	19 番 上野 栄一
3 番 佐藤 清繁	11 番 金子 昭榮	20 番 竹原 よし子
4 番 吉村 清正	12 番 上原 孝	21 番 望月 博
5 番 岸田 健	13 番 五十嵐 彰	22 番 山本 誠信
6 番 古川 政繁	14 番 清水 強	23 番 久保埜 徳雄
7 番 篠宮 英樹	15 番 牧繪 雄一郎	24 番 笠原 浩一
8 番 竹内 浩行	17 番 岩崎 欣一	

<農地利用最適化推進委員>

森橋 孝一	加藤 俊彦	高島 信雄	倉石 洋一
高島 真一	藤井 敏行	笠原 行夫	中嶋 栄司
平野 宏一	齊藤 啓治	白滝 光彦	高波 澄男
青田 俊一	田鹿 敏行	井部 慎一	高橋 三登一
田邊 清一	米川 尚登	金井 薫	中川 正道
宮川 武彦	長井 恒夫	小池 孝志	細谷 正夫
中嶋 琢郎	清水 増彦	小林 正義	綿貫 一成
福原 弥	高橋 浩一	高宮 文男	松本 香

2 欠席委員

<農業委員>

16 番 折笠 正勝

<農地利用最適化推進委員>

小林 政秋                      上井 康二                      大島 伸一                      常山 哲夫

3 職務のため出席した事務局職員

<農業委員会事務局>	事務局長	坂井 晃	次 長	松縄 浩一
	係 長	羽深 元子	係 長	橋立 理
<安塚区駐在室>	班 長	南雲 勇一		
<浦川原区駐在室>	副主任	江村 秀幸		

<大島区駐在室>	主任	春谷 政男
<牧区駐在室>	副主任	井田 義之
<柿崎区駐在室>	主任	上田 良広
<大湊区駐在室>	班長	佐藤 憲司
<頸城区駐在室>	主任	閨間 邦明
<吉川区駐在室>	副主任	諏訪部 太
<中郷区駐在室>	主任	野坂 公子
<板倉区駐在室>	副主任	上原 敏明
<清里区駐在室>	副主任	近藤 宏一
<三和区駐在室>	班長	中条 崇
<名立区駐在室>	主任	高橋 理彦

#### 4 付議した案件

##### <議 事>

第1号議案 農業委員会の法令遵守に係る申し合わせ決議

第2号議案 上越市農業委員会会議規則の一部改正について

第3号議案 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

第4号議案 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

##### <そ の 他>

○農地付き空き家に関する対応方針について

○申請書・届出書への押印の見直しについて

○担い手育成事業の普及促進と情報提供について

○令和3年度 全国農業新聞の普及促進等について

○令和3年度 農業者年金の加入促進について

#### 5 会 議

##### <1 開 会>

【事務局長】 令和3年度第1回上越市農業委員会総会を開催します。  
総会の次第に従って進めます。

##### <2 会長あいさつ>

【事務局長】 会長があいさつします。

【会 長】 <<あいさつ>>

【事務局長】 ここからは、上越市農業委員会会議規則第5条の規定により、会長が議事を進めます。

### < 3 資格審査 >

【議長】 次第3 資格審査です。

在任委員数 24 名中、出席委員が 23 名で過半を超えていることから、会議規則第 7 条の規定により、本総会は成立します。

なお、農地利用最適化推進委員は 36 名中 32 名が出席しています。

### < 4 議事録署名委員の指名 >

【議長】 次第 4 の議事録署名委員は、会議規則第 14 条の規定により私から指名します。

議席番号 7 番 篠宮英樹委員、議席番号 19 番 上野栄一委員を指名します。

### < 5 憲章唱和 >

【議長】 次第 5 憲章唱和は、先ほどの農地部会で唱和しているため省略します。

### < 6 議 事 >

【議長】 次第 6 議事に移ります。

第 1 号議案「農業委員会の法令遵守に係る申し合わせ決議」を上程します。

事務局の説明を求めます。

【事務局長】 議案書 3 頁をご覧ください。

農業委員会が関係する近年の主な不祥事をまとめたもので、農地法違反や収賄、個人情報紛失等、いずれも農業委員会の信用を著しく失墜させる行為です。農業委員、農地利用最適化推進委員には、法令に則った適正な農地制度の運用と個人情報の保護が強く求められます。昨年の委員就任から一年を経過したことから、改めて、委員の立場と責任を自覚していただくため、決議を上程します。

2 頁の「記」以下を読み上げます。

1、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第 31 条の議事参与の制限、同第 33 条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2、農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等に参加すること。

これらを再度確認していただくため、決議文の採択を要請します。

説明は以上です。

【議 長】 ただ今の説明と決議文について、意見、質問があればお願いします。

《しばらく待つが、質問等なし》

【議 長】 質問等がありませんので採決に移ります。  
この申し合わせ決議を採択することに異議ありませんか。

《「異議なし」の声あり》

【議 長】 異議なしと認め、本決議を採択することに決定します。

我々、農業委員、推進委員は、上越市の非常勤特別職として、高い倫理観を持ちながら職務に精励しなければなりません。農業委員会には権利移動の許認可の権限がありますので、委員の皆さんにはいろいろな形で誘惑があるかもしれませんが、今の決議文を肝に銘じ、職員も含めて誠心誠意、職務に邁進してください。

次に、第2号議案「上越市農業委員会会議規則の一部改正について」を上程します。

事務局の説明を求めます。

【事務局長】 議案書4頁をご覧ください。

上越市農業委員会会議規則の一部を改正するもので、現在、行政手続きにおける市民の負担軽減及び利便性の向上を図るため、各種手続きでの押印の必要性について、全国的に見直しが進められています。

5頁は新旧対照表です。当委員会の会議規則第14条で、議事録の正確性を担保するため、議長及び出席委員2人以上の議事録への「署名捺印」を規定していますが、正確性の担保は署名だけでも確保できることから、今回、規則を改正して、「署名捺印」の「捺印」を削除し、「署名」だけで事足りるようにするものです。

説明は以上です。

【議 長】 事務局の説明に対し質問等があればお願いします。

《しばらく待つが、質問等なし》

【議 長】 質問等ありませんので、採決に移ります。  
本案を承認することに、異議ありませんか。

≪「異議なし」の声あり≫

- 【議長】 異議なしと認め、本案は原案のとおり承認されました。  
次に、第3号議案「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を上程します。  
事務局の説明を求めます。
- 【事務局長】 6頁の「議案第3号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」と7頁の「議案第4号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画」は、法令により公表することが義務付けられています。公表に先立って、総会で承認を得る必要がありますので、お諮りするものです。  
それでは、別紙1をご覧ください。  
この点検・評価は、令和2年度当初に委員会が定めた活動目標に対して、1年間の活動内容とその結果をまとめたものです。  
1頁は農地面積や農家数、農業委員会の委員数等をまとめたものです。  
2頁は農地の集積・集約化の状況です。  
令和2年度の集積目標12,400haに対し、実績は11,772haでしたので、目標未達成と評価しました。  
3頁は新規参入者の状況です。  
農地の権利移動を伴う新たな参入者で、法人雇用や親元就農は除外されます。令和2年度の参入目標の3経営体に対し、実績は2経営体でしたので、目標未達成と評価しました。なお、2経営体のうちの1経営体は大規模に農業経営を始めたことから、参入面積は18.3haとなりました。  
4頁は遊休農地についてです。  
令和2年度の解消目標3.34haに対し、実績は0haでしたので、目標未達成と評価しました。  
5頁は違反転用農地についてです。  
昨年度、藤新田地内で1件、0.06haの違反転用農地を発見しました。  
6頁は農地法に基づく権利移転や転用等の処理状況です。  
農地法第3条に基づく許可事務は91件、農地転用に関する事務は227件で、いずれも委員や職員が現地調査を行うなどして、適正に処理しています。  
7頁をご覧ください。  
農地所有適格法人からの決算報告については、市内169の農地所有適格法人のうち、提出した法人は156法人、提出しなかった法人は13法人でした。提出しなかった理由は、決算期が未到来、或いは、解散手続

き中ということでした。

情報の提供等では、賃借料情報の調査・提供を 8,328 件、農地の権利移動等の状況把握を 4,362 件行っており、この他、農地台帳の整備も行っています。

8 頁の農業者等からの意見については、昨年度は農業者との意見交換を行わなかったため、要望・意見を「なし」としました。その下の総会等の議事録は市ホームページで公表、意見書の提出は昨年度行っていないため 0 件、活動計画の点検・評価の公表は市ホームページで公表、としました。

説明は以上です。

【議 長】 事務局の説明に対し、質問等があればお願いします。

【高島委員】 1 頁に記載の農地面積は三通りありますが、どれが正しいのでしょうか。

【事務局】 対象者や方法が異なる調査結果に基づく農地面積ですので、どれが正しいということはありません。表の下の注意書きに従って、面積を記載しています。

【議 長】 他に質問ありませんか。

《しばらく待つが、質問等なし》

【議 長】 質問等ありませんので、採決に移ります。  
本案を承認することに、異議ありませんか。

《「異議なし」の声あり》

【議 長】 異議なしと認め、本案は原案のとおり承認されました。  
続いて、第 4 号議案「令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」を上程します。  
事務局の説明を求めます。

【事務局長】 別紙 2 をご覧ください。  
1 頁は農地面積や農家数、農業委員会の委員数等をまとめたものです。  
2 頁の上段は、農地の利用集積・集約化についてです。  
本年 2 月に決定した「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」で、

令和5年2月での農地集積率の目標を80%としていることから、「2の令和3年度の目標」は、集積率75%を目指すということで、集積目標面積を12,600haとしました。

下段の農業経営の新規参入については、同じく本年2月に決定した「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」で、令和5年2月での新規参入者数の累積目標を15人としています。令和2年度末での累積者数が11人となったことから、3年度中に新たに2名確保する、という目標としました。

3頁の上段の遊休農地の解消については、現在把握している遊休農地3.34haを0に、また、下段の違反転用については、目標の設定はありませんが、昨年度発見した0.06haを0にしたいと考えています。

説明は以上です。

【議長】 事務局から説明がありましたが、質問等ありましたらお願いします。

《しばらく待つが、質問等なし》

【議長】 質問等ありませんので、採決に移ります。  
本案を承認することに、異議ありませんか。

《「異議なし」の声あり》

【議長】 異議なしと認め、本案は原案のとおり承認されました。

## <7 その他>

【議長】 次に、7の「その他」に入ります。

説明の順番を変更し、「農地付き空き家に関する対応方針について」を最後にして、「申請書・届出書への押印の見直しについて」から順番に進めます。

事務局から説明願います。

【事務局長】 資料2「申請書・届出書への押印の見直し」をご覧ください。

先ほどの第2号議案でも説明しましたが、全国的に申請書等への押印の必要性が見直されていますが、当委員会でも国や県、市の方針を踏まえ、申請書、届出書等については基本的には記名のみで可とすることで見直しをしました。

なお、記名のみで可の場合は、提出者の身分確認を行い、提出者と申請者が同一人の場合はそのまま受理し、異なっている場合は、申請者に

申請内容を確認するように対応しています。

また、No.8、No.13～15 の押印が必要な申請書については県からその旨の通知があったもので、No.30～35 の委員の応募に関する書類は、被推薦者を推薦するのに責任を持つこと、或いは、農業委員、推進委員という公的機関の委員になるという本人の覚悟を確認したいということで、「署名」又は「記名の場合は押印が必要」という形にしました。

No.36 の議事録は第 2 号議案で承認を得ましたので署名のみで可という形にします。

説明は以上です。

【議長】 ただ今の説明に対して、質問等ありましたらお願いします。

《しばらく待つが、質問等なし》

【議長】 質問等がありませんので、次に移ります。  
担い手育成事業の普及促進と情報提供について、説明願います。

【事務局長】 資料 3 をご覧ください。

高齢化社会に突入し、今後ますます農業担い手の確保と育成が重要であり、担い手を確保、育成するためには、農業委員会と市長部局が一体となって取組を進めることが必要です。本日は、担い手育成事業を実施している農政課の担当職員が事業を説明しますので、委員の皆さんからは、集落等での会合や農業者等からの相談の際に事業を周知していただき、合わせて、委員の皆さんが持っている地域の情報を農政課や事務局、総合事務所にお寄せください。また、今後、事業に取り組める集落等があれば、農政課とともに推進していきますのでご承知おきください。

【農政課】 当市でも農業従事者の減少と高齢化の影響により、担い手不足が進行しています。地域農業の振興のためにも、担い手の確保・育成に取り組むことが必要不可欠です。この状況の中、委員の皆さんにも当市で取り組む担い手の確保・育成に関する施策についての理解を深めてもらい、市と農業者とのつなぎ役になってもらいたいと考えています。

(事業内容の説明)

以上、市で行っている担い手の確保・育成に関する取組を説明しました。委員の皆さんにおかれては、地域や集落等に入る際は農業者へ市の取組を周知してもらいたいと考えています。また、農業者から支援事業

の活用を検討している等の話がありましたら、農政課や農業委員会事務局へ情報提供をしてもらいたいと考えています。

説明は以上です。

【議長】 ただ今、事務局と農政課から説明がありました。

担い手がない、不足しているという声がいろいろな所から聞こえてきます。我々、農業委員会に課された業務の「農地利用の最適化の推進」の一つに「新規参入の促進」もあります。担い手を確保し育成することは市長部局だけの役割ではなく、農業委員会も一生懸命に取り組まなければならない業務であることを頭に入れ、事業の周知と情報共有、事業の推進に意を用いてください。

この件について、質問等ありましたらお願いします。

《しばらく待つが、質問等なし》

【議長】 質問等がありませんので、次に移ります。

令和3年度 全国農業新聞の普及促進等について、事務局から説明願います。

【事務局長】 資料4をご覧ください。

今年度の普及目標部数を400部、委員の普及目標を一人2部とし、普及強調月間を9月から10月、1月から2月に設定したいと考えています。

また、下段の表は地方版への記事提供ですが、6月25日発行版には岸田委員が取り組んでいる内容が掲載されました。

説明は以上です。

【議長】 ただ今の説明に対して、質問等ありましたらお願いします。

《しばらく待つが、質問等なし》

【議長】 質問等がありませんので、次に移ります。

令和3年度 農業者年金の加入促進について、事務局から説明願います。

【事務局長】 資料5をご覧ください。

加入推進活動については、昨年度と同様に地域会議単位で推進班を組織し、部長も継続したいと考えています。加入目標人数は県から割当のあった4人、加入推進月間を11月～翌年2月で考えています。

説明は以上です。

【議長】 ただ今の説明に対して、質問等ありましたらお願いします。

《しばらく待つが、質問等なし》

【議長】 質問等がありませんので、最後に農地付き空き家に関する対応方針について、事務局から説明願います。

【事務局長】 資料1をご覧ください。

本年5月7日に新潟県宅地建物取引業協会上越支部から古川会長宛てに提出された請願書の写しです。内容は、「空き家に付随する農地を取得する際は、農地法第3条の下限面積を1㎡に下げしてほしい、すなわち下限面積の適用を除外してほしい」というものです。宅建協会からは、市と協定を締結して運営している空き家情報バンクに登録している物件が対象で、また、下限面積を引き下げることにより、屋敷と屋敷周りの農地を一括で処分でき、屋敷周りの農地の荒廃を予防し、結果として集落内の住環境が保たれる等々の効果も見込めるとの話がありました。

次に資料1の2枚目をご覧ください。

この間、運営委員会や急遽の全体会、市役所関係部局への説明と協議を行いました。その結果、「下限面積の別段面積を1㎡にする」ことについて総会で賛否を確認すること、賛成の場合は運営委員会で内容を精査し、今後の取扱い（案）を作成すること、その後、臨時総会で別段面積の取扱いの最終判断をすることとなりました。

説明は以上です。

【議長】 この件に関して、皆さんから意見をいただきたいと思います。

《主な意見》

- ・ 下限面積を1㎡にするのは反対しないが、取得面積の上限も必要ではないか。
- ・ 1㎡の農地取得者も新規就農者として扱うのが適当か疑問。
- ・ 企業が農地を取得する懸念はないのか。
- ・ 家屋と農地を同時に手放したい人が何人もいる。細かい要件は今後詰めるとして、まずは方向性を決めてもらいたい。
- ・ 実際に取り組んでいる市町村から話を聞いて制度設計してもらいたい。
- ・ 下限面積を1㎡にする必要はない。非農業者が農地を持つことには

反対。

【議長】 いろいろな意見が出ましたが、別段面積を1㎡とすることについて委員会の賛否を確認します。

別段面積を1㎡とすることで検討を進めてよろしいですか。

≪「はい」の声が多数あり≫

【議長】 賛成多数と認め、別段面積を1㎡とすることで検討を進めます。

その他、事務局から何かありますか。

【事務局長】 一点、お願いします。

今年度の全委員が一斉に実施する農地パトロールについてです。

昨年度に引き続き、今年度も新型コロナのため全委員がマイクロバスに乗ってほ場を巡回する「一斉農地パトロール」は行いません。一斉には行いませんが、代わりに各地区会議単位でパトロールを行います。

実施方法等の詳細については、親睦会総会後の地区会議において、打合せをお願いします。

以上です。

【議長】 事務局からは他にないようですが、皆さんの方から何かありますか。

【中嶋委員】 新規就農に関する支援事業についての要望です。

支援事業は多数ありますが要件が厳しく、現状では全ての事業で市内転居の場合は要件に合致しません。要件の緩和を検討してもらえないでしょうか。

【事務局長】 農政部会でも同じような話が出ています。

要望については事業所管課に伝えます。

【議長】 他にないので、以上で総会を閉会します。

## < 8 閉 会 >

【議長】 閉会の挨拶を大滝職務代理が行います。

【大滝代理】 (閉会の挨拶)